

令和5年第1回熊野町議会全員協議会

会議録

1. 招集年月日 令和5年1月30日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 令和5年1月30日

~~~~~〇~~~~~

4. 出席議員（14名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 水原耕一  | 2番 福垣内邦治  |
| 3番 光本一也  | 4番 中島数宜   |
| 5番 尺田耕平  | 6番 竹爪憲吾   |
| 7番 諏訪本光  | 8番 沖田ゆかり  |
| 9番 片川学   | 12番 荒瀧穂積  |
| 13番 山吹富邦 | 14番 山野千佳子 |
| 15番 中原裕侑 | 16番 大瀬戸宏樹 |

~~~~~〇~~~~~

5. 欠席議員（2名）

10番 時光良造      11番 民法正則

~~~~~〇~~~~~

6. 説明のため出席した者の職氏名

なし

~~~~~〇~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長      榎並正和

~~~~~〇~~~~~

8. 案件

【議会】

- (1) 各常任委員会の活動状況について（報告）
- (2) 議会運営委員会の活動状況について（報告）
- (3) 議会広報特別委員会の活動状況について（報告）

(4) その他

9. 議事の内容

(開会 9 時 3 0 分)

○議会事務局長（榎並） おはようございます。本日、時光議員さんと、それから民法議員さんのほうが欠席されるということで御連絡いただきました。それから、中原議員さんは少し遅れて来られるということで、今連絡が入りましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大瀬戸） おはようございます。

議員の皆様方、本日はお忙しい中を全員協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。皆様から様々な御意見をいただきながら本日の全員協議会を円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日は全員協議会終了後に筆の里工房周辺整備事業に係る意見交流がありますので、御了知いただきたいと思えます。

それでは、ただいまから全員協議会を開会いたします。

本日は、議会からの報告案件 3 件について御協議いただくこととしております。

それでは、早速協議に入ります。

報告案件、各常任委員会の活動状況について、各常任委員長から説明を受けたいと思えます。

それでは、竹爪総務厚生委員長、お願いします。

○総務厚生委員長（竹爪） 総務厚生委員会は、昨年の 11 月 1 日午前に開催させていただきました。協議内容は、普通財産の現状について。中身を言いますと、将来的にわたって町有財産の売却とか云々が今後考えられるのかどうかについての協議をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（大瀬戸） 次に、片川文教委員長、お願いします。

○文教委員長（片川） 10月14日、文教委員会を開催させていただきました。執行部とともに学校給食についてと防災教育の実施状況、そして平和教育の実施状況について、その他の案件に関して協議いたしました。引き続き、12月22日、福岡県春日市コミュニティスクール、これの先進事例を視察してまいりました。また、福岡市のほうで「いじめゼロへの取組」、これに関して視察と協議をさせていただきました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 次に、尺田産業建設委員長、お願いします。

~~~~~○~~~~~

○産業建設委員長（尺田） 産業建設委員会より御報告いたします。10月17日に執行部より、災害復旧事業進捗状況について説明を受けました。また、同日、筆の里工場の砂防堰堤ほか3か所の現地視察を行っております。

報告は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ありがとうございます。各常任委員長からの報告は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生委員長（竹爪） 議長、ちょっと申し忘れたところがあるので。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） じゃあ、竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生委員長（竹爪） すみません、忘れたところがありまして、ごめんなさい。ミスをしました。

総務厚生委員会、12月16日にもさせていただいております。これの協議内容でございますが、筆の里工房上の交流施設についての協議をさせていただいております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、この報告について質疑があればお願いいたします。質疑等ございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようです。

それでは、各常任委員会の活動状況についてはこの程度として、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、議会運営委員会の活動状況について、議会運営副委員長から説明を受けたいと思います。それでは、沖田副委員長、お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議会運営副委員長（沖田） 議会運営委員会ですけれども、令和4年9月8日、9月議会及び決算特別委員会について協議をいたしました。また、令和4年11月4日、臨時議会についての協議を行い、12月8日には12月議会についての協議を行いました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） この報告について質疑があればお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、議会運営委員会の活動状況についてはこの程度として、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、議会広報特別委員会の活動状況について、議会広報特別委員長から説明を受けたいと思います。それでは、沖田議会広報特別委員長、お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議会広報特別委員長（沖田） 令和4年9月20日、令和4年10月4日、10月11日、10月18日、4回にわたり、熊野議会だより第124号の記事構成について協議をいたしました。また、令和4年12月20日、令和5年1月5日、令和5年1月11日、令和5年1月18日、4回にわたり、熊野議会だより第125号の記事構成について協議いたしました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） この報告について質疑があればお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、議会広報特別委員会の活動についてはこの程度として、次の協議に移りたいと思います。

続いて、その他ですが、まず私のほうからといたしまして、タブレット使用基準について。レジュメのほうの4番、常任委員会の再編についてではなく、タブレットの使用

基準ということになります。すみません、間違ってます。

それでは、進めます。タブレット使用基準について協議をしたいと思います。お手元にお配りしております熊野町議会タブレット使用基準案及び熊野町情報セキュリティーポリシーについて御覧ください。先日、タブレット導入に係る検討会議メンバーで集まりまして、ほかの市町議会事務局のタブレット使用基準等をもとに案を作成しました。今後、議会議員活動でタブレットを使用していく中で、新たなルールづくりなどは必要に応じ、申合せ事項の作成や基準の見直しを適宜行っていけばいいと思います。

では、内容の説明に移りたいと思います。

それでは、事務局長より説明をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（榎並） 失礼いたします。

お手元のほうに熊野町議会タブレット端末使用基準と、あとその概要について、この2種類。それから、あとセキュリティーポリシーについてこういうものを用意しておりますので、御確認ください。今回のこのタブレットの端末使用基準というのは、他の市町の議会の基準を参考にさせてもらってつくらせていただいております。この基準につきましても、今後、議員の皆様が御利用いただく中で、ここは足した方がいいな、ここは削った方がいいなという形で、随時、全員協議会等で諮っていただきながら変更させていただくことは全然可能なので、一応最初の基準として設けさせていただければと思っております。

まず、一番上の第1条のところから簡単に説明をいたします。1条につきましては、議会でのタブレットの使用目的ということなんですが、これは本会議、常任・特別・議会運営各委員会、それから全員協議会での使用についてうたってますということが掲げられております。

2条につきましては、タブレットの用語の意義について書いております。

3条につきましては、端末の貸与という形なんですけども、主なところといたしましては、議員さんにかかりましては任期期間中、1人1台のタブレットを貸与するという内容です。それから、端末を第三者に譲渡したり貸与することはできないということ。それから、議員の身分を失った場合につきましては、議長のほうに返却しなければいけないということの内容が含まれております。

4条ですが、貸与の管理につきまして、これにつきましては一応備品という形で事務

局のほうで備品台帳のほうで管理をしていますということをうたっております。それから、お手元にあります熊野町の情報セキュリティーポリシーというものを準用した形での運用をしていくということで、これに沿った形で議員さんも研修等に参加をしていただければというふうに考えております。

5条、端末の使用者につきましては、これは先ほど言いました議会、それから委員会、それから全協、そういったもので使用することができるのは、議員、それから町特別職及び町職員並びに議長が認めたものという形でうたっております。

6条につきましては、議会のシステムの使用についてうたっております。ここにつきましては、また後日説明を、使用の研修のときに説明をさせていただければと思っております。

7条につきましては、端末の使用範囲としては議会の目的以外は使用しませんという形の内容をうたっております。だから、例えば個人的にこれで何かアマゾンで物を買うとか、そういうことはないと思いますけども、そういう使い方はできませんという内容でございます。

8条、議会以外の端末の使用範囲という形なんですけども、まず議会以外の議員活動での使用はオーケーです。例えば、町外に出たときに、町民の方への啓発活動、資料を閲覧をしていただくとか、また写真を撮ってそれをまた執行部のほうに提示するとかという形の使用も可能な形にしております。あと情報の収集、町のホームページ情報の閲覧とか、あと関係の検索サイトからの情報の閲覧ということが可能ですということです。それから、情報の伝達という形なんですけども、これは例えば事務局との情報の伝達するのにGメールを使ったものとか、あと災害時における緊急の情報を伝達する方法とか、議長が認めたものという形のもを現状うたっております。

9条、議会における禁止事項なんですけども、これは会議において禁止するものという形に、一応7項目挙げております。またこれにつきましても今後使用していく上で、この部分については要らないんじゃないか、この部分についてはまた足した方がいいんじゃないかという形でまた進めていければと思っております。たちまちの基本は入れております。

10条、使用に当たっての注意事項でございますが、貸与された端末は、まず議員さんのほうが責任をもって管理をしていただくという形になっております。これは予定では2月10日の端末の説明会をドコモさんが来られたときにしますけども、その後お持

ち帰りいただくような形で考えております。それから、議員の活動に関わりのない目的で使用しないということを一応ここでもまたうたっております。端末はあらかじめ搭載されたもの以外のアプリケーション及びそういったインストールにつきましては、勝手に入れることができませんということもうたっております。これにつきまして、今後、もしこういったアプリを入れた方がいいなという形で皆さんのほうでお話が出た時点で入れるという形になってます。なので、一応権限のほうは事務局のほうが持っておりますので、勝手に入れることもできないような設定になっております。

あと大まかなところといたしましては、情報漏えいの防止のために、私物のパソコンやUSB等の外部端子を直接接続することも禁止しております。実際に、USBの端子はありませんので使えないんですけども、それについてもやっぱりウイルス等が発生してはいけませんので、その辺も一応分かっていただくという形でここにうたっております。

あと11条につきましては、事故があった場合の対応という形ですけども、紛失等事故があった場合についても、一応保険のほうはかけておりますので、その範囲の中での一応補償というものはありますけども、それ以外で不適切なもし使用があった場合については、実費をいただくということも一応うたっております。

12条については、不適当な使用についての措置という形で、もし何かそういう場合は議長が端末の使用中止を命ずることができるという内容になっております。

それから、事務連絡といたしましては、今まで全協とかいろんな資料等につきましては事務局のほうから皆さんのほうにお配りさせていただいておるんですけども、今後は、すぐにはしないんですけども、準じた形で、資料をペーパーを外して端末のほうにPDF化という形での資料をお配りするという形になると思います。ただ、すぐどうこうということはありません。当分の間は今のような形で進めさせていただきながら、併せて次の、今度の12月議会ぐらいまでには、3月じゃなくて12月、来年度の12月議会までには運用ができればというふうな形で、ちょっとそのあたりは紙と両方で併用するような形での使い方をしていきたいなと考えております。

それから、この基準に関しては一応必要な事項は議長が定める。あとこの基準に異議が生じた場合は、議会運営委員会で協議をするという内容をうたっております。

以上が一応今回使用端末の基準としての案をお示しさせていただきました。

以上です。



ます。

~~~~~○~~~~~

○9番(片川) 通常のあれでいいんですね。議員活動がね、個々の分がありますね。その情報が他議員とか、特に執行部等に漏れるようなことがあっては、利便性があるようでもない、欠けてしまうなという感覚を覚えているので、その辺がどうなのかなと。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長(榎並) それはありません。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 自分だけのフォルダーというのがあるんじゃないだろう。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長(榎並) 中に入れれば大丈夫です。だから、共有する部分について、サイドブックの前回研修を受けていただいたんですけど、その中については、ここは議員さんだけ、ここは執行部だけ、ここは委員会だけという形ですみ分けはできるんですけども、個人の分につきましては、その端末自体の中に入ってる分については一切よそは見ることはできません。事務局のほうも見れないです。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) ほかにありますか。尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番(尺田) 2月10日にドコモさんからの説明を受けた後にタブレットを持ち帰るということなんじゃけど、何でこの時期なんかなと思うんですよね。というのが、どうだろうか、ここの人らが全員立候補したとしても、最低2人は改選後いなくなったりとか、それ以上というのもあるんだけど、どうなんだろうか。改選後に配付したほうがいいのではないのかなというふうに思うんですよね。その後にドコモからの改選後に説明を受けるべきなんじゃないかなと思うんですけど、いずれにしても数か月後には少なくとも2人は新品のものを、使用後のものを返却しないといけないとかいうことになるんですけど、この2月にする必要はあるのかなというのと。12月には本格的に運用を開始する予定ということなんですよ。それだったら改選後に配付して、説明なり受けたほうがいいんじゃないのかなと思うんじゃないけど、何でこのタイミングなんだろうか。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) まず1つは、本来はもう少し前にする予定が、押して押して押してこ

の時期になったというのが1つ事情があります。それから、なるべくやっぱり慣れる時間というのをしっかり取りたいということもあって、わずか2か月かもしれませんが、3か月か、でもやっぱり慣れる時間があったほうがいいたろうということで、よりなるべく早い時期にというのがちょうどこの時期になったというふうに理解してもらったらいかなと思うんですよね。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番(尺田) 数か月のものならいいんじゃないかと思うし、皆、選挙でそれどころじゃないということも多分あると思うから、そう数か月のことなら焦る必要はないと思うし、改選後に配付すべきじゃないのかなというふうにわしは思います。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 皆さん、どう思われますか。

~~~~~○~~~~~

○13番(山吹) いいですか。尺田議員の言われるとおりにやられたらいいと思うんです。2か月ほど、焦って、2か月、3か月、焦ってやらんでもいいと思うし、二度手間になることも考えられるので、そのようにしてもらったらええと思いますが。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) ほかに御意見はないですか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番(荒瀧) わしも賛成です。この中で滑った議員のタブレットも間ができて何万円も出たらね、替えてもらうよう契約にしておいてもらわにゃいかん。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 状況はよく分かりませんが。皆さん、じゃあ渡すのは改選後ということのほうがいいですか。

~~~~~○~~~~~

○15番(中原) それは断られるんじゃないろう、NTTは。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 説明だけは受けることはできると思うんですがね。

~~~~~○~~~~~

○15番(中原) 断りゃええじゃん、別に。



基準につきましては、今確認したとおり作成することに御異議ないですね。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) それでは、タブレット使用基準についてはただいま確認したとおりで作成することとします。

それでは、以上をもちまして全員協議会は終了といたします。

(閉会 9時55分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長